

6-3 産業（中分類）別製造品出荷額等の推移【工業統計調査・経済センサスー活動調査】

（基準日：各年6月1日、単位：万円）

産業分類（中）	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
【 総 数 】	31,372,325	32,097,476	33,005,468	32,441,308	29,735,781
9 食 料 品 製 造 業	3,464,618	3,301,590	3,519,953	3,589,454	4,372,026
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	1,628,847	1,975,236	2,016,132	1,929,454	2,295,659
11 織 維 工 業	1,163,763	1,098,867	1,033,588	964,567	840,991
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業（家具を除く）	355,200	254,455	331,428	344,839	337,557
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	671,946	695,030	723,479	735,602	655,119
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	357,427	333,966	338,597	314,505	241,034
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	873,106	898,190	901,935	897,549	1,113,205
16 化 学 工 業	X	X	X	X	1,933,300
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	X	X	X	X	X
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別掲を除く）	831,774	806,632	849,910	873,555	622,309
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	X	X	X	X	5,374,846
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	X	X	X	X	X
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	576,005	633,956	626,954	747,587	725,474
22 鉄 鋼 製 造 業	X	X	X	X	403,037
23 非 鉄 金 属 製 造 業	X	X	X	X	451,653
24 金 属 製 品 製 造 業	2,005,578	2,108,779	2,322,551	2,357,481	1,907,082
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	X	523,680	334,755	356,365	276,758
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	3,195,449	3,328,956	3,470,332	3,252,013	2,760,850
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	X	X	X	X	X
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	X	X	X	X	X
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	548,584	428,037	435,641	501,307	489,747
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	-	-	-	-	-
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	5,186,569	5,983,122	6,323,040	5,662,915	4,623,259
32 そ の 他 の 製 造 業	154,730	166,575	137,888	163,576	183,998

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」(H29～R2)、「経済センサスー活動調査」(R3)
福岡県「福岡県の工業 工業統計調査結果表」

※工業統計調査における「製造品出荷額等」とは、以下のとおりである。

製造品出荷額等＝製造品出荷額＋製造工程から出たくず及び廃物の出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額（転売収入、修理料収入等）

- ・製造品出荷額：事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、調査前年1年間に事業所から出荷した場合の出荷額。
- ・加工賃収入額：調査前年1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合の、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃
- ・その他収入額：製造品出荷額、加工賃収入額及びくず廃物の出荷額以外の収入額（転売収入、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額等）

※経済センサスー活動調査における製造業の「製造品出荷額等」とは、以下のとおりである（個人経営調査票による調査分を含まない）。

製造品出荷額等＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋製造工程から出たくず及び廃物の出荷額＋製造業以外の収入額

※この表における「X」は、事業所数が1又は2の項目に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿（ひとく）した箇所である。また、事業所数が3以上の項目に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は秘匿している。